不利益処分の処分基準

<table>
<tr><td colspan="2">処　分　の　内　容</td><td>原状回復</td></tr>
<tr><td colspan="2">所　管　部　課　係　名</td><td>市民生活部環境課環境保全係</td></tr>
<tr><td colspan="2">根拠法令及び条項</td><td>新座市営墓園条例第２６条</td></tr>
<tr><td rowspan="4">処分基準</td><td>関　係　条　項</td><td>新座市営墓園条例第２０条及び第２５条並びに新座市営墓園規則第２０条</td></tr>
<tr><td>基　　準</td><td>１　使用権利者又は利用権利者は、使用若しくは利用を終えたとき又は許可を取り消されたとき、若しくは停止されたときは、当該墓所又は集会施設を速やかに原状に復さなければならない。
２　使用権利者又は利用権利者は、墓所の使用又は集会施設の利用を終わり原状に復した後は、直ちに職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。</td></tr>
<tr><td>参　考　事　項</td><td>新座市営墓園条例第２６条第２項の規定により、使用権利者又は利用権利者が原状回復の義務を履行しないときは、管理者において原状に復し、これに要した費用は、当該使用権利者又は利用権利者の負担とする。</td></tr>
<tr><td>設定等年月日</td><td>平成１１年７月１日設定（　　年　月　日最終変更）</td></tr>
</table>